

【福知山光秀ミュージアム閉館記念 オンライン講演会】

明智光秀と本能寺の変

—政権ナンバー2の自負と危機感—

2021/02/07 講師：桐野作人

はじめに——政変後の光秀の「肉声」

大河ドラマ「麒麟がくる」もいよいよ最終盤、本日が最終回です。

光秀といえば、その前半生はほとんど不明で、織田信長と出会ってからの後半生(約15年)になると、かなり知られています。両者は出会ってからずっと良好な関係でした。信長は外様ながら光秀の有能さからどんどん引き立てて、近江志賀郡(十山門領)、さらに丹波国を与えて国持大名にし、織田政権でも数名しかいない方面軍司令官(畿内方面軍)に抜擢しました。一方、光秀も信長の期待に応えて忠節と奉公に精を出しました。いちばん有名なのが、天正8年(1580)、古参老臣の佐久間信盛を改易した信長がその折檻状のなかで「丹波国日向守(光秀)働き、天下の面目をほどこし候」(『信長公記』巻13)と絶賛していることです。

それほど良好な関係だった両者がなぜ光秀の謀叛という形で決裂に至ったのか。しかも、光秀の行動は好機をとらえた突発的な挙兵だった形跡があります。まずは、謀反後の光秀本人の「肉声」に耳を傾けてみましょう。光秀の心のうちが少しはわかるでしょうか？

A. 西尾光教宛て光秀書状 天正10年(1582)6月2日 『武家事紀』中
父子悪逆天下の妨げ討ち果たし候、其の表の儀御馳走候て、大垣の城相済む
べく候、(後略)

B. 吉田兼見『兼見卿記』 天正10年6月7日
次いで(安土)城中に入る、向州(日向守光秀)と対面、御使の旨、巻物等相渡す、
(中略) 今度謀叛の存分雑談也、

C. 細川藤孝・忠興宛光秀書状 天正10年6月9日 『細川家文書』
(前略)
一、我等不慮の儀(本能寺の変)存じ立ち候事、忠興など取り立て申すべしとの儀に候、更に別条無く候、五十日・百日の内には近国の儀相堅むべく候間、其れ以後十五郎(明智光慶)・与一郎(忠興)など引き渡し申し候て、何事も存じまじく候、(後略)

光秀の畿内方面軍司令官就任と「四国問題」、「折檻問題」

天正7年(1579)10月、光秀は信長から丹波・丹後両国の支配を任され、さらに翌8年8月、信長が古参の老臣、佐久間信盛を追放したのに伴い、畿内方面軍司令官となり、丹後の細川藤孝・忠興父子、大和の筒井順慶を与した大名にして、事実上、織田政権のナンバー2といってよい地位に上りつめました。

しかも、光秀の勢力圏は織田政権の中枢に位置するとともに、居城の坂本城と丹波亀山城が京都を東西から包み込むような形で立地し、まさに京都守護の任についたといっても過言ではありませんでした。また光秀は連歌や和歌、茶の湯の造詣が深く、宮廷文化や室町文化に精通しており、まさに京都と切っても切れぬ縁がありました。

光秀と信長は出会ってから本能寺の変までの15年間のうち、じつに14年半は非常に良好な関係にありました。信長は光秀の能力を信任して国持大名とし、光秀は信長の酷使に耐えながら、懸命に奉公しました。

しかし、最後の半年間に史料上で初めてといってよい両者の対立、確執らしき事件が起きます。

①四国問題

- ・長宗我部氏と阿波三好氏の動向：織田・長宗我部同盟、三好存保の親義昭姿勢
- ・光秀の対長宗我部氏取次役
- ・天正9年11月、信長の四国政策の転換＝長宗我部重視から阿波三好重視への転換
- ・信長の四国国分令：三男信孝の抜擢／長宗我部氏の既得権喪失
- ・光秀の屈辱、地位低下？

②いわゆる折檻問題(明智光秀と稲葉一鉄父子の訴訟沙汰と信長の裁定)

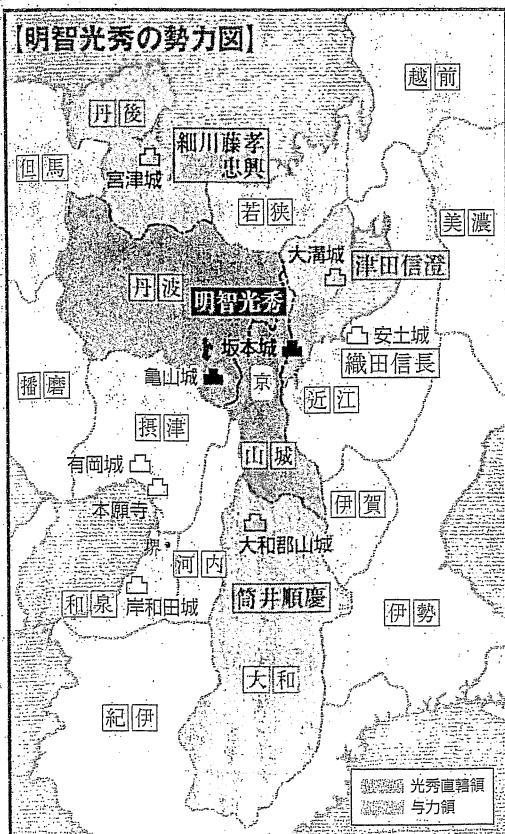
- ・最初に記録されたのは海外史料：フロイス『日本史』、アビラ・ヒロン『日本王国記』
- ・国内史料
 - 関屋政春『乙夜之書物』 寛文9年(1669年)
 - 林鶯峰『本朝通鑑統編』 寛文10年(1670)
 - 国枝清軒『武辺咄聞書』 延宝8年(1680)
 - 肥後宇土細川家『忠興公譜』(宇土家譜) ほぼ同時期
 - 豊後臼杵稲葉家『稲葉家譜』四 江戸後期か
- ・折檻事件の有無も重要だが、光秀と一鉄父子の間での訴訟沙汰は事実
- ・訴訟の焦点は一鉄家来那波直治の帰属問題、一鉄は明智家からの帰参を要求
- ・一鉄が信長に訴えたのは天正10年(1582)4月21日、長良川の呂久の渡し
- ・信長の「上意」は光秀の敗訴、直治の稲葉家帰参を認める、斎藤利三の切腹
- ・利三は切腹を免れるも無罪ではなく、勘当処分、光秀は不満か(『当代記』)

まとめ 一信長の家臣団統制に光秀が反発か一

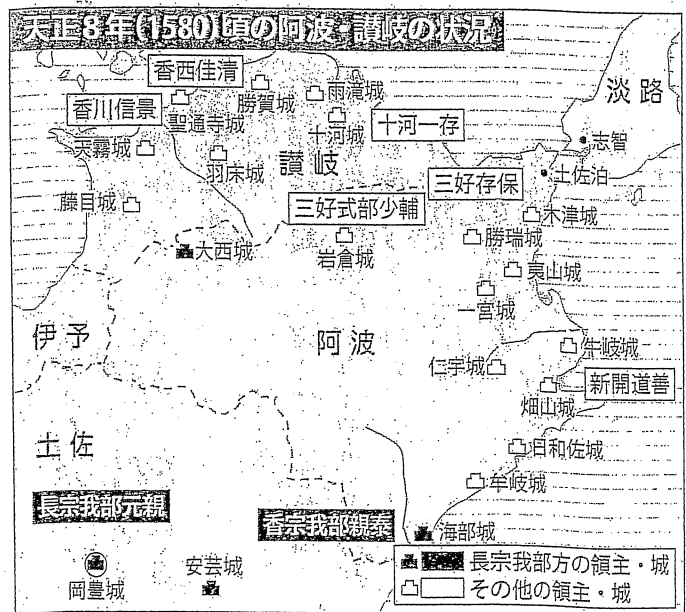
四国問題も折檻問題も最後の半年間に起きており、光秀謀叛の動機形成の要因として疑うのは当然です。どちらも決定的な史料はありませんが、光秀が自分の家臣団強化策が信長の家臣団統制方針に抵触して信長の怒りを買ひ、光秀がそれに反発し、いったん切腹を命じられた斎藤利三も信長への遺恨があるのは当然で、光秀だけでなく明智家中でも信長の不満が高くなっていたことを予測させます。

年表／阿波・讃岐の情勢と織田権力の動向

年号	西暦	月日	出来事
天正4年	1576		長宗我部氏、阿波への侵攻を開始
		5月	淡路の安宅神五郎（三好長治の弟）、信長に服属
		12月17日	阿波三好氏当主長治、阿波守護細川真之らに攻められて自害
天正5年	1577	10月28日	長宗我部元親と真静寺との寺領問題が織田政権奉行の調停で解決
		11月	小早川隆景、將軍義昭の周旋で「阿讃平均」と賞す
		11月	長宗我部氏の阿波侵攻が本格化
天正6年	1578	初頭	十河存保、阿波入国、阿波三好氏の家督を継ぐ
		6月12日	信長、三好式部少輔との入魂を長宗我部氏に申し入れ
		6月14日	三好康長、一族の式部少輔への指南を長宗我部氏に依頼
		11月	長宗我部氏、利三・石谷頼辰に阿波平定や本願寺の援軍を討ち果たすと伝える
天正8年	1580	12月16日以前	長宗我部弥三郎、光秀・利三の仲介で信長からの偏諱で信親と名乗る
		1月	阿波三好家の内紛で、存保は一次讃岐に逃走する
		6月26日	元親が顕如の退去を祝して、信長に鷹や砂糖を贈る
天正9年	1581	7月頃か	降伏した本願寺から渡海してきた主戦派が勝瑞城を占拠
		11月	元親が秀吉に書状で阿波での苦戦を伝え、三好康長の讃岐上陸を警戒
		12月25日	元親が教如の退去を祝したか、信長に伊予鶴（はいたか）を贈る
		1月	信長、康長の四国渡海のため馬揃え参加を免除（ただし、実現せず）
		9月	存保が一宮城を攻めるが、元親の救援で退却
		11月7日	和泉岸和田城主の織田信張が香宗我部親泰に入魂を願い、伊予鶴を所望
		11月16日	秀吉が池田恒興とともに淡路へ侵攻、平定。
		11月23日	松井友感が讃岐の安富氏に、信長が康長に阿波・讃岐を与えたと伝える
		冬	前関白近衛前久が安土で信長に元親を讒言する者がいたと伝える
天正10年	1582	1月	石谷頼辰が元親に、信長が阿波から撤退命令を伝え、元親激怒する
		1月11日	斎藤利三が元親側近の空然に、元親が信長の命に服するよう自重求める
		5月7日	信長が信孝に「四国国分」の朱印状を与える。讃岐は信孝、阿波は康長
		5月21日	元親が利三に、信長の命を受け容れ、条件付で阿波からの撤退を諾す
		5月29日	信孝が1万5000の兵で摂津住吉に着陣
		6月1日	信孝が阿波三好氏の家老篠原自遁に阿波への制札を与えるとの書状を送る



光秀の直轄領と与力領は、畿内の中枢部を支配しており、坂本城と龜山城は、京を東西から守る重要な位置にあった。

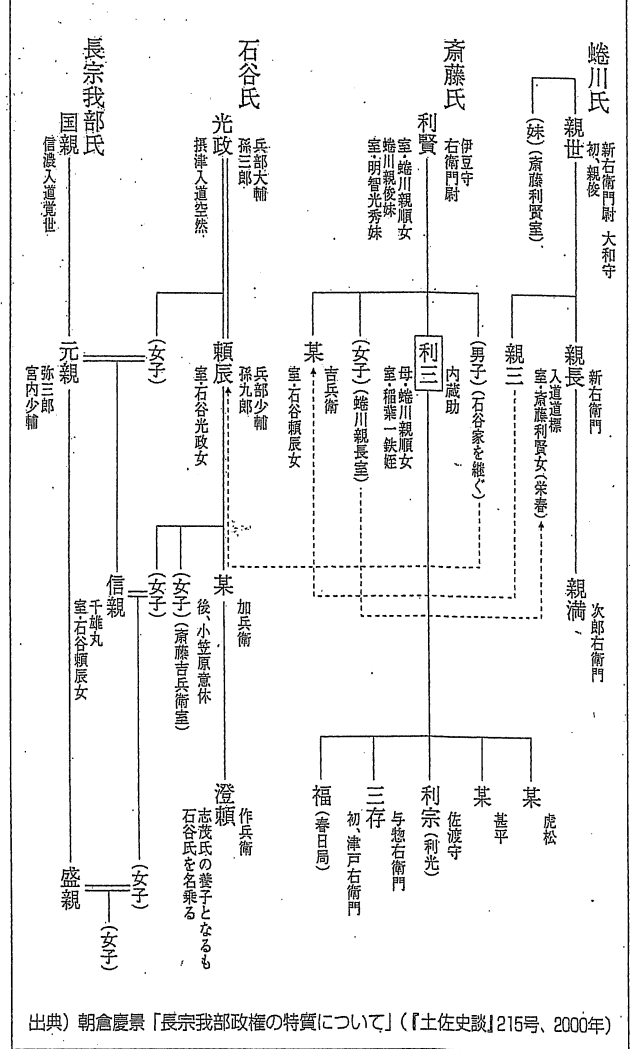


「明智」名字授与一覽

家格・属性	名前	明智名字	出身(国・郡)	備考
一門・準一門	三宅弥平次	明智秀満	美濃か	別名：藤木権兵衛
重臣	斎藤利三	明智名字か	美濃	
	斎藤三存	明智名字か	同上	利三子息(四男か)
	藤田行政	明智名字	美濃	通称：伝五
	三沢秀次	明智名字	越前か	別名：溝尾少兵衛
国衆	恩田某	明智孫十郎	不明	
	猪飼野秀貞	明智秀貞	近江志賀郡	通称：半左衛門
	佐竹宗美	明智秀慶	山城愛宕郡	通称：出羽守
	小島永明	明智名字	丹波船井郡	通称：越前守
	小島伊勢千代丸	明智名字	同上	
	並河掃部助	明智掃部	丹波	
	高山次右衛門	明智名字か	不明	

出展：和田裕弘『織田信長の家臣団』中公新書、2017年／中脇聖「明智光秀の『名字授与』と家格秩序に関する小論」、『日本史のまめまめしい知識』第3巻、岩田書院、2018年

◎斎藤利三をめぐる親族・姻戚関係略系図



出典) 朝倉慶景「長宗我部政権の特質について」(『土佐史談』215号、2000年)

① 織田信長朱印状写 香宗我部親泰宛て 天正六年(一五七八)

(五六) 土佐香宗我部親泰宛朱印状写 (四『古証文』七)

三好式部少輔事、此方無別心候、然而於其面被相談候旨、先々相通之段、無異儀之条珍重候、猶以阿州面事、別而馳走專一候、猶三好山城守可申候也、謹言、

六月十二日 信長朱印

② 三好康慶副状 香宗我部親泰宛て 天正六年(一五七八)

〔参考〕土佐香宗我部親泰宛三好康慶副状写(『古証文』七)
 余不申承候、仍就阿州表之儀、從信長以朱印被申候、向後別而御入眼可為快然趣、相心得可申旨候、隨而同名式部少輔事、一円若輩二候、殊更近年就念劇、無力之仕立候条、諸事御指南所希候、弥御肝煎於我等可為珍重候、恐々謹言、

三好山城守

六月十四日 康慶(花押)

香曾我部安芸守殿 御宿所

③長宗我部元親書狀 羽柴秀吉宛て 天正八年(一五八〇)

⑤長宗我部元親書狀 石谷頼辰宛て 天正六年(一五七八)

(東京大学史料編纂所架蔵「吉田文書」)

雖度々令啓達候、向後之儀猶以可得御内証、
懇以使者申入候、

一、六月十九日之御返札八月中旬遂拜見候、又九月初日御報去月中旬下着、每篇御懇報長存候、殊更此方申次第
可預御加勢旨、外聞実儀致満足候、必可申入条、其節御合力所仰候、

一、其御隣国属御存分之段無其隱候、殊最前御行次第被頭御一書、被懸御意悉以炳焉之至乍勿論御名譽不及言語
候、其後打統致之國被任御本意由尤珍重存候、様体弥承度存候、

一、先度從在陣中如令注進候、讃州十河・羽床河城取詰河落居半、大坂を逃下牢人共紀州・淡州相催、阿州勝瑞
へ被渡及再籠、一宮之城を取巻候之条、十河・羽床搦手に八対陣付置、一宮為後巻至阿州馳向候処、此方備ま
ちうけず敵即取北候、追而可及一戦処、阿州南方に在之新開道善と申者をはしめ雜賀之者に令同心、大都敵心
之輩依在之軍利難計、先謀叛之輩共或者令誅伐或令追討、勝瑞一所に責給、方角要要害・番手等堅固申付、一
且休汗馬候、敵方手成於武篇者手ニ取同心究申間、可御心易候、

一、先度之御報に紀州者阿州無競望様ニ可被仰上之旨、尤大慶存候、既今度彼等謀略之状懸御目候、殊四国行之
段御朱印頂戴仕旨、嚴重申洩依致蜂起、万一如何様仁被成、御下知候哉と一先戦中加遠慮候逆之儀詳に被仰上、
委曲之御報所仰候、

一、阿・讚於平均者、雖為不肖身上西国表御手遣之節者、随分相当之致御馳走可詢粉骨念願計候、
一、三好山城守近口讚州至安富館下國必定候、子細口上可申分候、

一、淡州野口方ノ所乘、其元馳參被成御許容候由候、此比淡州之儀如何可被仰付候、御模様候哉承度存候、紀州
之儀被押置候者、阿・讚河内即時上及行可相果候条、於其上者淡州之儀被仰下次第可致心懸候哉、

一、善惡之御助言奉頼外無他子候、無二可抽戰忠覚悟迄連々懸存候通齋藤内蔵助方まで申登候間、自然之時者可
被得貴意候、万端口上合候、可得御意候、恐惶謹言、

長宗我部宮内少輔
元親

(天正八年) 霜月廿四日
羽柴筑前守殿
人々御中

(端裏切封ウハ書)
長官

石谷少 元親
人々御中

尚々、稲葉殿御兄

弟中へも雖可令啓

上候、先書に得御意候間、

可預御意得候、追々可

(右上)

申入候、

かしく

去月十七日御札、一昨

日拝披候、荒木為御

退治之儀、至撰州表

被出、御馬、有岡一

途可為進速之由尤存候、

粗風説付而、此中句比

以書狀申入^儀、弥御取成

奉頼候、抑弥三郎字

儀、利三迄令申候処、御披

露を以被成下、御朱印、

殊更、信御字拜領候、

名聞面目不過之、誠忝

次第、是非無所可申上候、

海上少相鎮候者可遂言上候、

先忝旨不取敢、利三

まで飛脚申入候、猶可預

御助言候、阿州之儀、調略不

存由断候、可御心易候、委曲

先書申達候間、不能祥候、

恐々謹言

(天正六年) 十二月十六日 元親 (花押)

石兵少 人々御中

④信長直書写 長宗我部信親宛て 天正六年(一五七八)

(三七三) 土佐長宗我部信親宛書狀写 (簡書四)

對惟任日向守書狀令披見候、仍阿州面在陣尤候、弥可被抽忠節事簡要候、次字之儀信遣之候、即信親
可然候、猶惟任可申候也、謹言、

十月廿六日

長宗我部弥三郎殿

右高知雨森九右衛門蔵、今按、天正三年乙亥、遣人於惟任光秀、請名字於信長公、公授一字、名之

信親、且賜左文字佩刀及駿馬、

⑥ 近衛前久書状 石谷頼辰宛て

天正十一年(一五八三)

猶々、元親へも以書状可申候へ共、可然様御意得所仰候、去々年冬之比候哉、一角軒を以、中意共在之様子具申候キ、

相届候歟、近比之不存寄虚名も候つる、其候人共我等進退如此又仕成候事にて候

(右)

去々年冬、

於安土種々悪様ニ

信長へ申成候者、

既事切之

やう二

(行間書)

成候を、われ、達而信長へ元親無疎意趣を申分、

当三分御納得、其方へ被申越為難にて候ニ、あしく申成候ものハ見事の者ニ成、われら毛頭無誤事を悪様ニ申成候事、誠ニ思外多んの下の舞とハかやうの事候歟、

乍去、元親律義人にて一切左様ニ不被存候由承候間、満足申候キ、其方までにて候ハす、万方へ其趣申候つれとも、悉人かミしり候て、虚説申候ものハ跡はけニ

成候キ、至于今ハ不入事候、最前之筋目もそたち不申候へ共、信長より惟任日向守ニ被申付被差下使候事ハ、われら達而申入たる故与存候、乍憚、日本国

(中略)

諸事難計候、可有校量候、猶此儘

安養房・持明院可有口状候、かしく

二月廿日 石兵部

空然

(花押)

*虚名：事実とは違つて

いる悪いうわさ。

*候人(ねいじん)：口先

巧みにへつらう、心のよ

こしまな人。

*進退：職を辞めるかとど

まるかという、身の去就

*為替：様子。ありさま。

*あんの下の舞：だれも見

てくれないところで苦勞

すること。

⑦ 太田牛一「信長公記」卷十四 天正九年(一五八一)

八月十三日、因播国とつとり表に至つて、藝州より毛利・吉川・小早川後巻として罷出づべきの風説これあり。則、御先手に在国の衆、一左右次第、夜を日に継ぎ参陣致すべき用意、少も由断あるべからずの趣、仰出だされ候。丹後国にて永岡兵部大輔父子三人、丹波国にて維任日向守、摂津国にて池田勝三郎大將として、高山右近・中川瀬兵衛・安部二右衛門・塩河吉大夫等へ先仰出だされ、此外、隣

二ひとたび命令が出るとすぐに。

国衆・御馬廻は申すに及ばず、御陣用意仕り相待つべく候、今度、毛利家人数後巻として罷出づるに付いては、信長公御馬を出だされ、東国・西国の人數、膚を合せ、御一戦を遂げられ、悉く討果し、本朝滞りなく御心一つに任せらるべきの旨上意にて、各其覚悟仕候。

三日本全国を平定する。

⑧ 松井友感書状 安富筑後守外宛て 天正九年(一五八一)

「志岐文書」東京大学史料編纂所写真帳

今度淡州之儀、皆相済申候、於様子者不可有其隠候、就其阿・讚之儀、三好山城守弥被仰付候、其刻御人數一廉被相副、即時二両国不残一着候様ニ可被仰付候、可被得其意之旨、儘可申届之通、

上意候間、其元、尤専用候、猶追々可申候、恐々謹言、

十一月廿三日

宮内卿法印

友感(松井)(花押)

安富筑後守殿

安富又三郎殿

御宿所

⑨ 信長朱印状 神戸信孝宛て 天正十年(一五八二)

(一〇三三) 神戸信孝宛朱印状 (寺尾勘子氏所藏文書、『藤田信長公』三三六頁生忌記念展覧会図録所収)

就今度至四国差下条々、

一、讃岐国之儀、一円其方可申付事、

一、阿波国之儀、一円三好山城守可申付事、

一、其外而国之儀、信長至淡州出馬之刻、可申出之事、

右条々、聊無相違相守之、国人等相乱忠否、可立置之輩者立置之、可追却之族者追却之、政道以下堅

可申付之、万端对山城守、成君臣・父母之恩、可馳走事、可為忠節候、能々可成其意候也、

天正十年五月七日

神戸信孝
三七郎殿

(信長朱印)

⑩ 長宗我部元親書状 斎藤利三宛て 天正十年(一五八二)

(端裏切封ウハ書)

利三 長官

まいる御宿所

尚々、頼辰へ不残申

達候上者、不及内状候へ共

心底之通粗如此候、

不可過御斗候

追而令啓候、我等身上

儀、始終御肝煎生々世々

御恩慮迄候、中々是非

不及筆墨候

一今度御請、菟角于今致

延引候段更非他事候、進物

無了簡付而遲怠、既早

時節都合相延候条、此上者

不及是非候歟、但来秋調法

を以申上、可相叶儀も可有之哉と

致其覚悟候

一「首を始、糸ひす山城、畑山城

うしきの城、仁宇南方不残

明退申候、応 御朱印、如此

次第を以、先御披露可有如何

候哉、是にても御披露難成、

頼辰も被仰候条、弥無残所

存候、所詮時剋到来迄候歟、

併多年抽粉骨、毛頭無造

意処、不慮成下候ハん事

不及了簡候

一此上にも 上意無御別儀段

堅固候者、御礼者可申上候、如何候共

海部・太西而城之儀者相抱候ハて

不叶候、是ハ阿讃競望之ためニハ

一向ニあらす候、た、当国の門に

此両城ハ抱候ハて不叶候、哀々

御成敗候へハとて無了簡候

*東州奉属平均、被納 御馬

貴所以御帰陣目出候

一何事も、頼辰可被仰談候、

御分別肝要候、万慶期後

音候、恐々謹言

天正十年

五月廿一日

元親 (花押)

利三御宿所

⑪ 『当代記』卷二

藤枝田中城に御泊、さて遠州懸川御泊也、家康より天

龍川舟橋かけ給、一日先立て上給、十七日三川國吉田

に御泊、於三何方も無御逗留、夜を籠て出御也、十八

日岡崎、何の於御泊も、推任は老人成として、

御座所の櫓而御近所に宿を被三仰付、廿一日に至三安

土歸城し玉ふ、信忠は信長甲府へ移給し時、信州上

(中略)

城に火を懸切腹となり、齋藤内藏助をは虜、京都へ牽

上せ渡三大路、於三六條河原三刎首、被三掛三獄門、此内

藏介は信長勘當の者なりしを、近年明知隠して抱置、

家康公鳴海居陣の處、秀吉より如三此様體委細有ニ注

⑫『稻葉家譜』卷四

同年、信長公甲州武田一家を伐つて、これを平ぐ、信長公安土に帰る。この日一鉄、濃州六の渡りに於いて、信長公の乗船「俗に云う御座船」を、（呂久の渡） 穢せん（ふなよそおい）とす。以て酒杯を献ず。時に四月二十一日也、

是の年、那波和泉直治、一鉄の家を去りて明智日向守光秀に仕う。光秀厚くこれを通し、以て家臣となす。一鉄大いに怒りて曰く、嚮に利三を招くのみならず、（明智日向守光秀） 今また和泉を招くと云て、乃ち、光秀とこれを信長公に訴う。公、光秀に命じて和泉をして一鉄に返さしむ。而して内蔵助をして自殺せしめんとす。時に猪子兵助、光秀がために執り達す、故に内蔵助死を免れて光秀に仕う。元の如し。然れども、信長公、光秀が法を背くを怒りて、以てこれを召し、譴責して手を自ら光秀の頭を打つもの二、三に至る、光秀が鬚髪少しきなる故に常に附髪を用ゆ。この時これを打ち落とされ、光秀深くこれを銜む。叛逆の原本はここに発起す。既にして和泉濃州に帰る。一鉄に仕えること元の如し。是の時、堀久太郎秀政、書を貞通に贈る。（後略）

⑬『稻葉家譜』卷四

（補遺三三）美濃稻葉貞通宛堀秀政書状写（補遺四）

（直治）

今度那波与三方儀、以上意被成御返候、然者、為堪忍分重而御扶助之由三候、可然御次而之間申上候、尤之由御説候、為御意得申入候、將又、久不申承候、御參之禱、御尋可為本望候、旁期面上之時、恐々謹言、

（天正十年）五月廿七日

稻葉彦六殿

堀久太郎

態令啓上候、仍其方御身上之儀、從彦六殿内々被仰合候、為筋目重而御支配之由承候、於我等令満足候、則御耳之茂立候間、時宜可御心安候、委細馬淵与右衛門尉可申入候、恐々謹言、

（天正十年）五月廿七日

那波与三殿

御宿所

秀政判

⑭『信長公記』卷十五 天正十年（一五八二）

（揖斐川）

四月廿一日、濃州岐阜より安土へ御帰陣の処に、ろくの渡りにて御座船飾り、稻葉伊与一献進上なり。挿井に御屋形立置き、ごぼう殿一献御進上候なり。今洲に御茶屋立て、不破彦三一献進上候なり。柏原に御茶屋拵へ、菅屋九右衛門一献進上なり。佐和山に御茶屋立て、惟住五郎左衛門一献進上。山崎に御茶屋立置き、山崎源太左衛門一献進上候なり。今度、京都・堺・五畿内、隣国の各はるく罷下り、御陣御見舞の面々、門前市をなす事に候。路次中色々進物員を知らず上覽に備へ、誠に御威光有難き御代なり。

⑮『フロイス』日本史』5

たものにつぎ、この明智の城ほど有名なものは天下にないほどであった。ところで信長は奇妙なばかりに親しく彼を用いたが、このたびは、その権力と地位をいっそ誇示すべく、三河の国主（徳川家康）と、甲斐国の主將たちのために饗宴を催すことに決め、その盛大な招宴の接待役を彼に下命した。

これらの催し事の準備について、信長はある密室において明智と語っていたが、元来、逆上しやすく、自らの命令に対して反対（意見）を言われることに堪えられない性質であったので、人が語るところによれば、彼の好みに合わぬ要件で、明智が言葉を返すと、信長は立ち上がり、怒りをこめ、一度か二度、明智を足蹴にしたということである。だが、それは密かになされたことであり、二人だけの間での出来事だったので、後々まで民衆の噂に残ることはなかったが、あるいはこのことから明智はなんらかの根拠を作ろうと欲したかも知れぬし、あるいは「おそら

一 呂久の渡。「稻葉伊与」は「稻葉伊豫」。「挿井」は「垂井」。

二 今須。岐阜県不破郡関ヶ原町今須。

三 滋賀県彦根市稲枝町南山崎。

⑮ アビラ・ヒロン『日本王国記』第四章

第五節 明智、その主君信長とその子息城之介殿を弑す

日本王国記
アビラ・ヒロン
信長が明智 Aqnechi という口の家臣に、丹波 Hababa の国を与えた次第はすでに前述したところである。ところで、この明智は信長が尾張 Oishi の領主になる以前から信長の小姓であったが、信長は短気な人だったので、かつてこの小姓に腹を立てたあげく、相手の腹だったか、胸だったかを足蹴にしたことがあるが、小姓はそれをかくしてはいたけれど、そのことでひどく恥ずかしい思いを抱き、深くふくむところがあったというのを知っていた。だから、そこで小姓はすぐさま、できる限り巧妙に復讐しようと決心した。そして己の邪悪な意図をなしとげるために、

⑯ 関屋政春『乙夜之書物』(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)

一、明知^(智)日向守光秀ノ家老斎藤内蔵助ハ、稲葉伊与守^(子)一鑓^(歌)入道力臣下ナリ、伊与守家ヲ立ノキ、明知ニ仕テ、巷万五千石取ル、稲葉イキド^(廣)ヲリ、信長公エウツタエ、我等家礼斎藤内蔵助ト申者、我等小身トテ見カギリ立退、明知家エ参リ、大身ニ被成候、我等出、小身ニテモ御用ニ立申度奉存、能者ヲ取立候ヘハ、ハヤ大身者トモヨリ高知行ニテヨヒ候ヘハ、人間ノ習イ、欲ニラケリ、取立ノ主ヲステ、大身ノ方エ参、立身仕、是ヲ返セト申テモ、当主人何角ト申カエサズ、か様ニ候テハ以来小身者ハ御用ニ立申事モナリガタシ、是非内蔵助ヲ返シ申様ニ日向守ニ被仰付候様ニト、書付ヲ上ルニ依テ、信長公尤ナリ、日向守内蔵助ヲカエス様ニト被仰付ル、日向守、我等儀御先手ヲ被仰付ルモ、我等一人ニテ、何ト存テモ不罷出、能者ヲ召抱、又私ノ先手ヲ^(裁許)サイキヨイタサセテコソ、大キナル御勝ヲモ被成ト得、我等トモ能人ヲ持不申候テハ、御先手モ如何ナリト申上ル、信長公仕ト在リトモ、内蔵助ヲ返セト被仰付、光秀又何ト被仰候テモ内蔵助ヲ返シ申事ハ不罷成ト申付ル事ヲハイ仕トテ、日向守アタマヲ御自身ハリタマイ、其後御前ニ居ル子小性衆ニモハラセタマウ由、明知キンカアタマハレタリト云云、此イコント又家康公御上洛、安土ニテ御馳走ノ奉行ニ明知ヲ被仰付タリ、此仕様信長公御意ニ不応、御機嫌悪敷、出来ノ木具以下安土御城ノ堀工皆々捨サセタマウ、明知ハ生得小氣ニテ律儀第一ノ仁ナリ、右両様ニテ御成敗ウタガイナシト^(思)ラモワレケルカ、ト^(違)ノ心ニチカイフシント、其時ノ仁モ伝申ケルトナリ、

(中略)

〔寛文九年閏十月十一日ノ夜筆ヲ留畢〕
(一六六九)